

貝塚市と大阪体育大学との連携協力に関する協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と学校法人浪商学園大阪体育大学（以下「乙」という。）は、地域住民の健康づくり及び地域の活性化に向けて、相互の連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携し、体育・スポーツの分野を通じ、地域の課題に適切に対応し、地域住民の健康づくり及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取組むものとする。

- (1) 相互の市民・学生による健康づくり活動及びスポーツ振興に関すること
- (2) 相互の市民・学生及び教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
- (3) 相互の行事・イベントに関すること
- (4) 相互の施設・設備の活用に関すること
- (5) オリジニック・パラリンピックなどの大会に係る情報交換等に関すること
- (6) その他健康づくり及び地域活性化に関すること

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を第三者に漏えい又は本協定の目的以外の目的のために利用してはならない。本協定の有効期間終了後又は解除後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれかからも解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。